

学びを広げる博物館・美術館周遊事業業務委託 仕様書

1 業務名

学びを広げる博物館・美術館周遊事業業務

2 業務概要

(1) 目的

地域の資源である博物館・美術館のカードを作成・配付し、カードを収集しようとする
ことで博物館・美術館を巡るきっかけを作り、美術・文化に触れ親しみ、豊かな心を
育む学びの場を提供するとともに、入館者数の増・地域回遊者数の増による観光振興を
図る。

(2) 業務内容

ア 事業参加施設の募集及び決定

- ・事業参加施設数は 35 館程度を予定

イ 博物館・美術館カードの作成

- ・作成枚数は、1 施設あたり 1,000 枚を予定
- ・作成の上、7 月 20 日（火）には事業参加施設に配付

ウ ホームページ、web 広告の作成

- ・6 月末までに作成し、事業の P R を行う。

3 委託期間

契約の日から令和 3 年 9 月 30 日まで

4 成果品等

(1) 提出物

本業務で作成した成果物一式

(2) 提出先

ア 博物館・美術館カード

事業参加施設

イ ア以外の物

長野県長野市大字南長野南県町 686-1 長野県長野合同庁舎 5 階

長野県教育委員会事務局 北信教育事務所

5 留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分に注意し、流失・損失を生じないこと。また、業務の
実施上知りえた情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しては

ならない。

(2) 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

6 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、委託者と受託者が協議調整の上進めるものとする。

(2) 受託者は業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じたときは、委託者と受託者がその都度協議して決定する。